

意見書

平成 24 年 7 月 6 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(以下、「スタックテストガイドライン」という。)改正案に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 「フレッツ光ライト」の追加について

今回のスタックテストガイドラインの改正において、スタックテストの対象に、「フレッツ光ライト」を追加し、その接続料水準について検証を行うことは適切と考えます。

ただし、フレッツ光ライトのユーザ料金は、B フレッツ、フレッツ光ネクストとは異なり、回線終端装置(以下、「ONU」という。)利用料金(税込み 945 円/月)が含まれた設定となっています。スタックテストは、接続料と利用者料金について比較し、接続料の水準が不当でないことを確認するために実施されているものであるため、接続料化されていない ONU 利用料金分については控除した上で検証を行うべきと考えます。

2. スタックテストの制度について

(1) スタックテストの対象について

現在、接続政策委員会において、平成 25 年度以降の PSTN 接続料について、今後 PSTN から IP 網へのマイグレーションが本格化し、需要減少に伴い接続料の上昇が懸念されることから、プライシングによる接続料の補正を行う方向で議論がなされています。

しかしながら、同様にマイグレーションに伴い需要減少が予測されているドライカップについては、現在、マイグレーションを考慮した料金政策が十分に採られているとは言えず、今後、更なる接続料の上昇が懸念されます。ドライカップについては、現在、総務省殿が実施するスタックテストの検証対象には該当していませんが、公正な競争環境確保のため、検証対象とし、注視していくべきと考えます。

(2) 営業費の基準値について

スタックテストの検証における営業費の基準値は、NTT 東西殿の電気通信事業会計における電気通信事業収益(電報収入を除く。)の対営業費(顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く。)比率が 20%弱(01~05 年度の平均値)であることから、現在、利用者料金収入の 20%とされています。

しかしながら、接続料水準が当該接続料を設定する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないための検証、というスタックテストの趣旨からは、基準値を設定するにあたって、当該サービスに係る全体の営業費を考慮すべきであり、「顧客営業」、「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」、「宣伝」、「企画」の費用に関しても営業費に含めた上で検証を行うべき

と考えます。

また、基準値設定の際の目安とされているNTT東西殿の実績値について、01年度～05年度の平均値が未だに使用されている点についても、より実態に即した検証を行うため、可能な限り最新のデータを使用すべきと考えます。

(3) 要件を満たさない場合の措置について

本ガイドラインにおいて、検証の結果要件を満たさない場合は、「その論拠が合理的であると認められない場合」、当該接続料を是正するために所要の措置を講ずるとされています。

例えば、需要減に伴う接続料上昇により、要件を満たさなくなった場合、公正な競争環境の確保という観点からは、接続料の是正措置がとられてしかるべきと考えますが、どのような場合に、「論拠が合理的である」と判断がなされるのか、現時点で明確になっていません。

総務省殿においては、今後、マイグレーションの進展に伴いスタックテストの要件を満たさないケースが増加するであろうことを前提に、どのような論拠であれば合理的と判断するかを明確に示すべきと考えます。

(4) 総務省殿が実施するスタックテストに係る情報公開について

総務省殿が実施するスタックテストについては、現在、検証区分ごとに要件を満たしているか否かの情報のみの公開にとどまっており、接続事業者はその結果の妥当性を検証することはできません。

例えば、シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されますが、現在公開される情報では、1芯あたりの利用芯線数に仮想的な数値を用いているのか、または実績の数値を利用しているのかということさえ接続事業者はわからず、検証結果について評価をすることができません。

総務省殿が実施するスタックテストにおいては、少なくとも、検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方を含め、事業者の検証に資する情報を公開し、スタックテストの透明性を向上させるべきと考えます。

以上